

年金受給資格の短縮、対象 60 万人超 財源 650 億円 に増加

日経新聞 2016/7/16

年金の受給資格を得るのに必要な保険料の納付期間を 25 年から 10 年に短縮する政府方針で、新たに年金を受け取ることができる人が 60 万人超に達することが 15 日、わかった。これまで 2007 年の調査に基づき、新たに受給資格を得る対象者を 17 万人と推計していたが、高齢化の進展で対象者が増えた。

対象人数の増加で必要な財源も増える。新たに対象になるのは 60 代前半で厚生年金の一部を受け取れる人と、65 歳以上の基礎年金部分も含めて受け取れる人。このうち 65 歳以上の受給者の分だけ国費が必要になる。新たな試算ではこれまで 400 億円ほどとしていた必要財源は、約 650 億円まで膨らむ見通しだ。厚生労働省はさらに試算の詳細を詰め、最終的な数字を確定する。

受給資格期間の短縮は当初、消費税率を 10%に引き上げたときに実施することになっていた。安倍晋三首相が 11 日の記者会見で、来年度から実施する意向を表明したが、代わりの財源はまだ手当てされていない。

65 歳以上の生活保護受給者の 52% 無年金者

エコノミックニュース 2016 年 07 月 18 日

厚労省が今月開いた社会保障審議会生活保護基準部会で示した 65 歳以上の生活保護受給者年金受給状況・就労状況資料で、65 歳以上の生活保護受給者 92 万 4 千 979 人のうち、48 万 2 千 707 人、率にして 52.2%が無年金者であることが分かった。データは平成 26 年 7 月末現在での特別集計としている。

それによると、年金受給者でも年金の平均受給額は 1 人当たり月額 4 万 7 千 162 円。1 万円未満の人が 2 万 7 千 322 人おり、3 万円未満では 1 万 4 千 349 人にのぼった。何らかの事情で年金受給資格を得るまでの期間、年金を掛けることができなかつたとみられ、命をつなぐセーフティネットとして、生活保護制度の重要性を浮き彫りにした。

一方、65 歳以上の生活保護受給者で就労している人は 3 万 6 千 039 人、全体の 3.9% いた。75 歳以上の就労も 6 千 041 人いる。

職種別では正規職員などでの就労が 1 万 4 千 333 人で就労者全体の 4%。パート・アルバイトが 2 万 1 千 398 人で 59.3%を占めた。派遣社員は 6 千 92 人、契約社員や委託が 1 万 6 千 67 人。その他が 1 万 1 千 449 人だった。

1 世帯当たりの最低生活費は平成 26 年時点で平均 1 万 2 千 491 円。保護決定での内訳では 3 万 6 千 460 円の収入があると認定され、そのうち 4 千 10 円は就労に必要な経費として控除され、収入充当額は 3 万 2 千 450 円。この結果、扶助額は 9 万 3 千 025 円にな

っていた。(編集担当：森高龍二)

<変わる主婦の働き方> 「106万円の壁」Q&A

中日新聞 2016年7月18日



10月からパート主婦らに適用が拡大される社会保険。月収8万8000円(年収約106万円)以上で、勤務先の従業員が501人以上などの条件を満たすと、パート先の厚生年金と健康保険に加入し、保険料を納めなくてはならなくなる。4日付生活面で制度を紹介したところ、読者から多くの疑問が寄せられた。今回は質問や悩みに回答する。(諏訪慧)

◆給付カットの可能性

Q1 年金もらいながらパート。今後どうなる？

年金をもらいながらパート勤めをしています。10月からどうなるのでしょうか。=三重県の女性(68)

年齢による加入対象は厚生年金が七十歳未満で、健康保険が七十五歳未満。六十八歳の女性は対象になります。そこで影響するのが働き方。収入に関係なく、週におおむね三十時間以上働けば、社会保険に入るのが原則。原則に当てはまらなくても、月収八万八千円以上などの条件を満たせば対象になります。年金受給者も適用されます。

ただ年金受給者が、厚生年金に加入して保険料を納めていると、年金が減額される「在職停止」に該当する可能性があります。減額の基準は六十五歳未満なら月収と厚生年金月額合計が二十八万円超、六十五歳以上なら四十七万円超。女性は四十七万円超で年金が減らされます。

厚生年金の加入期間が四十四年以上ある「長期加入者」は、六十五歳になる前に年金を

月額十万円ほど多くもらえる特例がありますが、やはり厚生年金保険料を納めていると特例の対象外になります。

◆妻の負担軽くなるケースも

Q2 夫は既に退職。10月から手取り減?

夫が既に定年退職しています。今の働き方を続け、十月から勤め先の社会保険に加入した場合、手取りが減るのでしょうか。＝愛知県のパート主婦（57）

夫がサラリーマンの主婦が新たに社会保険に入ると、保険料を支払わなければならなくなり手取りが減ります。しかし女性は負担が軽くなる可能性も。夫が六十代で定年退職しているため、夫婦で国民健康保険（国保）に加入し、女性は六十歳未満なので国民年金に加入しているためです。

国民年金の保険料が月額一万六千円ほどなのに対し、厚生年金の保険料は十月からの基準となる月収八万八千円で計算すると月額八千円ほど。パート収入が多くなれば厚生年金の保険料の方が安くなります。国民年金と違って、保険料を納めた分だけ年金に上乘せされるメリットもあります。

一方の国保。一人当たり平均月額は七千円ほど（二〇一四年度）。パート先の健康保険に入れば月額約五千円（月収八万八千円で計算）と、こちらも安くなるかもしれません。

◆年収計130万円以上なら注意

Q3 2社で勤務中。合算で加入義務?

2社で働いていますが、月収の合計が8万8000円を超えた場合に社会保険に加入するのでしょうか。＝愛知県の主婦

二カ所以上のパートを掛け持ちしていても、月収八万八千円以下の勤務先ばかりだと、加入の義務はありません。しかし一カ所でも超えていれば、その勤務先の厚生年金と健康保険に入ります。二カ所とも超えた場合は、月収の合計額に応じて保険料が算出されます。

ただ、各勤務先とも月収が八万八千円未満でも、年収が合計で百三十万円に達する人は注意が必要です。このケースでは、勤務先の厚生年金と健康保険ではなく、国民年金と国保に入ることになり、保険料負担が発生します。

パート主婦への社会保険の適用拡大について、読者のご意見を募ります。連絡先を明記し、〒100 8525（住所不要）東京新聞生活部「変わる主婦の働き方」係へ。ファクスは03（3595）6931。メールは seikatut@tokyo-np.co.jp